

○永平寺町水田農業構造改革対策補助金交付要領

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 永平寺町の水田利用の高度化及び水田農業の生産性の向上を図るとともに、米の計画的な生産並びに、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進することを目的として、水田農業構造改革対策補助金(以下「補助金」という。)を、予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則(平成18年2月13日規則第38号)および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和2年4月1日告示第62号)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、原則として永平寺町内在住の農業者及び農業団体とする。

(補助金の内容及び補助額等)

第3条 補助金の内容及び補助額は、別表に定める。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書は、様式第1-1号及び様式第1-2号をもってこれに当てる。

(補助金の交付の決定)

第5条 町は、永平寺町農業再生協議会からの圃場現地確認結果及び福井県農業協同組合からのれんげ米・特別栽培米に関する情報提供により、補助金を算定するなどして交付決定するものとし、規則第6条に定める補助金等交付指令書は、様式第2号をもってこれに当てる。なお、当補助金は予算の範囲内において補助決定するものとし、要領第3条に定める補助額については、単価調整を実施することがある。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第6条 町は、永平寺町農業再生協議会からの圃場現地確認結果及び福井県農業協同組合からのれんげ米・特別栽培米に関する情報提供をもって、規則第13条第1項第1号に定める実績報告とみなし、規則第14条に定める交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第7条 規則第16条に定める補助金等交付請求書は、様式第3号をもってこれに当てる。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日に施行する。

(失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

1. 米生産数量目安達成補助金

認定方針作成者が提示する各集落の米生産数量の目安(面積換算値)を遵守した農家組合に対して、米生産数量目安達成補助金を下記の通り交付する。

- 30,000円/1農家組合

2. 担い手作付補助金

「担い手」である農業者及び農業団体に対して、転作田で作付面積に応じて下記の単価を助成する。補助対象作物は小麦・大豆・ソバとし、その他補助対象作物を周年作付した圃場に関しては、いずれか一作物の助成とする。

- ※ 同一圃場で先作と後作で耕作者が異なる場合は、いずれか一作物の助成とする。
- ※ 「担い手」の定義については、別項によるものとする。
- ※ 圃場一筆の一部で作付けする時は、1a以上の作付けがあること。
- ※ 排水対策を実施すること。

- 小麦(福井県大3号) … 15,000円/10a

- 大豆・ソバ … 5,000円/10a

3. 担い手周年作付補助金

「担い手」である農業者及び農業団体に対して、転作田で先作の補助対象作物(小麦・タマネギ・ニンニク・スイートコーン)の後作として補助対象作物(大豆・ソバ・ニンジン)を作付けした場合、作付面積に応じて下記の単価を助成する。

- ※ 「担い手」の定義については、別項によるものとする。
- ※ 圃場一筆の一部で作付けする時は、1a以上の作付けがあること。

- 5,000円/10a

4. 地域振興作物作付補助金

農業者及び農業団体に対して、地域振興作物を推奨するため、転作田において地域振興作物を作付けした場合に、作付面積に応じて下記の単価を助成する。補助対象作物は次のとおりとし、その他補助対象作物を周年作付した圃場に関しては、いずれか一作物の助成とする。

- ※ 圃場一筆の一部で作付けする時は、1a以上の作付けがあること。

- タマネギ … 40,000円/10a

- ニンジン … 40,000円/10a

- ニンニク … 60,000円/10a
- スイートコーン … 40,000円/10a

5. れんげ米・特別栽培米作付補助金

農業者及び農業団体に対して、食の安全安心や環境に配慮した農産物生産の一環として、レンゲ栽培・すきこみ後の水稻作付けによる無農薬・無化学肥料栽培のれんげ米、または無農薬・無化学肥料栽培の特別栽培米を作付けした場合、作付面積に応じて下記の単価を助成するものとする。補助対象作物は次のとおりとし、福井県農業協同組合からの情報提供をもって助成する。

- れんげ米(こしひかり・いちほまれ・酒米) … 17,000円/10a
- 特別栽培米(無農薬・無化学肥料栽培) … 2,000円/10a

※ 別表中のれんげ米・特別栽培米はいずれも、福井県特別栽培農産物認証制度の認証を受けたもので、認証区分①(無農薬・無化学肥料栽培)に限る。

<担い手の定義>

○認定農業者

所得目標におおむね400万円の計画を有する者で、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画書を提出し、永平寺町が認定した農業経営者。

○特定農業団体

担い手不足が見込まれる地域において、農業経営基盤強化促進法に基づく規約を有し、資材購入から販売、収益分配に至るまで、組織として一元的に経理を行っている組織。また、目標に集落農用地の2/3以上の農用地を利用集積又は作業受委託することを掲げ、永平寺町が認定した特定農用地利用規程において担い手と位置付けられている農業団体。

○生産調整組織

現状で組織の位置する集落の生産調整面積の1/2以上を受託し、農業経営基盤強化促進法に基づく規約を有し、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理を行っている生産調整組織で、生産組織経営改善計画を提出し福井県農業会議の認定を受けている組織。

○特定農業団体と同等の要件を満たす組織

組織が位置する集落面積の2/3以上(当分の間は1/2以上)を利用集積する目標を有し、規約の制定、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理

を行っている組織で、生産組織経営改善計画を提出し福井県農業会議の認定を受けている組織。

※上記4項目については前年度3月末日までに生産組織又は認定農業者に認定されたものとする。

様式第1-1号(第4条関係)

令和 年 月 日

永平寺町長 様

住所

氏名

令和 年度永平寺町水田農業構造改革補助金交付申請書

令和 年度永平寺町水田農業構造改革補助金について、永平寺町水田農業構造改革補助金交付要領第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 _____ 円

(補助金交付申請額の明細は様式第1-2号のとおり)

様式第1-2号(第4条関係)

申請者名 _____

項目	作付面積	金額
米生産数量目安達成補助金	—	円
担い手作付補助金(小麦)	m ²	円
担い手作付補助金(大豆)	m ²	円
担い手作付補助金(ソバ)	m ²	円
担い手周年作付補助金(大豆)	m ²	円
担い手周年作付補助金(ソバ)	m ²	円
担い手周年作付補助金(ニンジン)	m ²	円
地域振興作物補助金(タマネギ)	m ²	円
地域振興作物補助金(ニンジン)	m ²	円
地域振興作物補助金(ニンニク)	m ²	円
地域振興作物補助金(スイートコーン)	m ²	円
れんげ米作付補助金	m ²	円
特別栽培米作付補助金(無・無)	m ²	円
合計	—	円

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

永平寺町長

令和 年度永平寺町水田農業構造改革補助金 交付決定通知書

令和 年度永平寺町水田農業構造改革補助金については、下記のとおり決定したので、永平寺町水田農業構造改革補助金交付要領第5条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付決定額 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

永平寺町長 様

住所

氏名

令和 年度永平寺町水田農業構造改革補助金交付請求書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった下記の補助金を交付されるよう請求いたします。なお、補助金の振込先につきましては、下記金融機関の指定口座に振り込まれることに同意します。

記

補助金交付請求額 _____ 円

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
フリガナ	

※口座番号は個人情報保護のため、下三桁のみ表示しております。

※上記が空欄の場合、ご記入をお願いいたします。